

## 平成 28 年度まちづくり座談会における質問・要望事項と回答

■ 鮎貝地区：7 月 29 日（金）午後 7 時 30 分～9 時

参加者数 55 名

Q. 空き家対策について、空き家等対策協議会を設置して「空き家対策計画」を策定することだったが、その進捗状況を教えてほしい。また、空き家問題が取り沙汰されて数年たつが、鮎貝地区内にも未だ手を付けられていない危険な空き家が何件かある。法の整備が足りないのか、予算がないのか、人材が不足しているのか、遅れている理由を説明してほしい。

A. 少子高齢化や生活様式の変化により町内の空き家が増えてきている。そのため、平成 25 年度に自主防災組織の協力を得て、町内の空き家の状況について調査をした。全町内で空き家の件数は 372 件、その中で危険だと思われる空き家は 53 カ所ほどあった。空き家については、町内にとどまらず全国的に問題となっており、国の方で空き家の対策を進めるために「空き家等対策推進に関する特別措置法」という法律ができたところである。この法律においては、まだまだ利用できる空き家については利用していく、危険な空き家についてはその対策をとっていくという内容が盛り込まれている。また、どうしても危険な空き家については、基本的には所有者の責任という形になるが、状況によっては行政側からの指導や助言、勧告、あるいは強制的に撤去することができることが定められている。町では、その法律に基づいて今後の空き家対策を進めていきたいと考えているが、まずは空き家対策に関する全体的な計画を作成して進めていく形になる。今回、空き家対策協議会を設けるということは、その計画を作成し進めていくということと、危険な空き家と判定させていただくために状況を確認し、必要な措置を取っていくという手続きを進めていくことになる。8 月中には協議会を立ち上げて、計画を作成していく予定になっている。なお、平成 25 年度の調査以降、空き家の数が増えているのではないかという状況も見受けられるので、再度自主防災組織の協力を得て、平成 25 年度の調査を補正するという意味での調査を区長会との懇談会の席上でお願いしたところである。今後はその調査を基に計画を作成し、空き家の対策を進めていきたいと考えている。

Q. 倒壊寸前の危険な空き家については、早急な対策をお願いしたい。

A. 空き家については基本的に所有者の対応となるため、法的な手続きの前に、適切な管理を依頼する旨の文書を所有者あてに出していきたいと考えている。また、法に従った整備、体制をできるだけ早く整えていきたいと考えている。

Q. 持ち主が不明な物件に関してはどのような対応を取っていく予定なのか。

A. 法律の中で、税情報を利用して所有者の確認をすることが可能になったので、所有者がわからないというときには町に連絡をいただきたい。

Q. 中丸溜池について、現在は完全に埋まった状態になっているが、何とかして存続するという形で整備してほしい。

A. 中丸溜池については、平成 25 年度の 3 月に一度浚渫させていただいた経過がある。その後、県の都市計画課、西置賜の道路計画課、同河川砂防課と協議をさせていただいている。上流部については県の方で整備していただいた経過がある。陽光学園南側の約 200 メートル区間は未整備となっているが、西置賜河川砂防課に要望させていただき、今年と来年で護岸の整備を進めていく予定である。上流部についても、砂防が満砂になった際は要望をいただければすぐに浚渫をするという話を伺っているので、上流部の対策が講じられれば、早急の中丸溜池の整備も進めさせていただきたい。

Q. 介護保険制度について、年々その内容が悪くなってきているように感じる。保険者という立場で、自治体から国へ意見を出すことはできないのか。

A. 介護の要支援 1、2 の方が、来年 4 月から地域支援事業へ移行となるが、現在使っているサービスについてはそのまま使っていけるような形で移行していきたいと考えている。また、今後は介護予防の部分を強化するために、介護予防教室、運動教室を各地域で展開していきたいと考えている。なお、全国町村会を通し、国へは要望を行っているところである。

Q. 大町の交差点のカーブミラーについて、対応いただいたおかげで事故が減った。ただし、もっと大きいものを設置していただきたかった。

A. 信号機の設置の要望もあったが、県の公安委員会の基準に及ばず設置できなかった。ただし、2カ所に通常より 1.5 倍の大きさの「止まれ」の表示を設置した。カーブミラーの大きさについては検証していきたい。

Q. 野球場及びソフト球場の改修工事には、ソフト球場側の駐車場の区画線も工事の中に入っているのか。

A. 区画線については引き直しを予定している。また、併設する就業センターについても修繕する予定となっている。

Q. 森合・深山・黒鴨地区の道路の穴埋めをしてほしい。

A. 平成 27 年度に森合と黒鴨地区の舗装の一部を打ち直した。今後もパトロールをしながら、計画的に道路の穴埋めを進めていきたい。

Q. 町には現在、耕作放棄地が何 ha くらいあって、今後それらをどのように活用していこうと考えているのか教えてほしい。

A. 耕作放棄地の面積については、約 120ha ほどになっている。その中で、完全に樹木が生えて解消が不可能である土地、なんとか再生ができそうな土地というように区分をし、戻せる部分は戻していきたいということで、関係団体と連携して年間約 3ha ずつの解消を目標に努めているところである。また、耕作放棄地の解消については国の支援事業を活用して取り組んでいる。なお、農業委員会の方が中心となって農地の調査をし、耕作放棄地と思われるところや利用の状況が思わしくないところについては、対象者へ文書でお知らせもさせていただいた。さらに「農地中間管理事業」という国の施策もあるので、自分ではこれから農地を使えないという方については、所有する農地を預けていただき、そこから担い手の方へお渡しするという制度も活用いただきたい。